

# 令和7年度女性のつながりサポート事業実施業務委託仕様書

## 1 委託業務名

令和7年度女性のつながりサポート事業実施業務

## 2 事業の目的

不安を抱える女性が社会との絆・つながりを回復することができるよう、女性が気軽に立ち寄り、安心して自由に自分の気持ちや悩みを話すことができる居場所（交流会や相談会等）を提供する。

## 3 履行期間

契約締結日から令和8年2月27日まで

## 4 履行場所

石川県内の特定地域（地域の区分については、次のとおり）

- ・南加賀地域（加賀市・能美市・川北町）
- ・石川中央地域（かほく市・白山市・野々市市・津幡町・内灘町）
- ・中能登地域（七尾市・羽咋市・志賀町・宝達志水町・中能登町）
- ・奥能登地域（輪島市・珠洲市・穴水町・能登町）

※下記5の内容を同一地域内で実施するものとする。同一地域内であれば、実施回ごとに場所を変更することも差し支えない。

※金沢市内、小松市内における実施は不可とする。

## 5 委託業務の内容

### (1) 居場所の提供

#### ア 対象者

石川県内在住、在勤、在学の女性（不安や悩みを抱え、支援が必要な状況でありながらも、様々な理由により相談に至っていない女性）

（例）

- ・自身の困難な問題に気づいていない女性
- ・支援を受けられることに気づいていない女性
- ・行政の相談窓口に対して、相談しづらいと感じている女性

※男性は対象外とする。

※幅広く女性全般を対象とすること。例えば、DV被害者、子育て中の女性など、特定の属性に限定することは不可とする。

#### イ 内容

当該地域内において、女性が気軽に立ち寄り、安心して自由に自分の気持ちや悩みを話すことができる居場所（延べ6回以上）を提供する。

（例）女性が気軽に立ち寄り、安心して自由に自分の気持ちや悩みを話すことができ

る交流会や相談会の開催、自立支援につながる講座や研修の開催

#### ウ 留意事項

- ・参加者に対して、各種相談窓口を周知すること（石川県作成のリーフレット等を配付すること）。
- ・必要に応じて、関係機関と連携し、参加者を適切な支援につなげること。
- ・参加者の相談内容、それに対する対応状況、参加者の声・感想について、整理し、記録すること。
- ・食料品・一般生活用品を提供する事業については、原則として不可とする。ただし、居場所の提供に伴う軽食等の提供、感染症対策としてのアルコール消毒やマスク等は、例外とする。
- ・相談支援の充実の一環として、参加者に対して生理用品の提供を行うことも差し支えない。参加者の状況に応じて、生理用品に加えて給水パッドの提供を行うことも差し支えない。
- ・参加費等は無料とすること。
- ・一部の参加者がオンライン参加できるようにすることも差し支えない。
- ・本事業以外に国、地方公共団体その他の機関から財政的支援を受けている取組については対象外とする。ただし、本事業部分とその他財政的支援を受けて実施する事業部分の経費について明確な区分がなされ、一体的に実施することで相乗効果が期待される場合は、この限りではない。

#### (2) 本事業の周知・広報活動、各種支援施策等の情報発信

本事業を周知・広報するための取組、各種支援施策等の情報を発信する取組を行うこと。

#### (3) 事業実施結果報告書の作成

事業終了時、本事業の実施結果をとりまとめた報告書を作成し、石川県へ提出すること。報告書には、実施内容がわかる写真（参加者が特定されないようにすること）を掲載すること。

#### (4) その他本事業の実施に付随する業務

### 6 委託費の対象となる経費

相談員・職員の謝金、交通費、消耗品費、印刷製本費、会場使用料、郵便料、託児サービス提供に係る費用、広告料

※上記以外の経費については、石川県が必要と認めるものに限る。

※備品購入費、相談員・職員の飲食に係る経費については、対象外とする。

### 7 書類の保存

本事業の実施に要した経費については、他の事業と経理を区分するとともに、関係書

類を委託事業完了年度の翌年度から起算して5年間保存すること。また、石川県の求めに応じ、関係資料の提出を行うこと。

## 8 その他

- (1) 本事業により作成した成果物の著作権、意匠等の知的財産権は、石川県に帰属する。
- (2) 受託者は、本業務実施中に生じるすべての成果品を石川県の許可なく他に公表してはならない。
- (3) 委託業務期間はもとより委託業務期間終了後においても、当該業務で知り得た機密、個人情報等を他に漏らしてはならない。また、別記「個人情報の取扱いに係る特記事項」を遵守すること。さらに、個人情報等のデータの紛失等が、決してないように厳重に鍵付きの書庫等にて保管することとし、委託業務が終了する場合の電子事務機器における残存データに関しても必ず責任を持って対応すること。なお、受託者の責めに帰する事由による漏洩に関しては、契約期間外であっても受託者が責任を負うこととする。
- (4) 受託者の責に帰すべき理由により、石川県又は第三者に損害を与えた場合には、受託者がその損害を賠償すること。
- (5) 受託者は、業務の全部又は一部を再委託若しくは請け負わせてはならない。ただし、事前に石川県に報告し、承諾を得たときはこの限りではない。
- (6) 受託者は、業務内容等について石川県から調査・報告を求められた場合には、速やかに応じること。なお、本事業は、「地域女性活躍推進交付金」を活用した事業であり、国からの調査等があった場合、速やかに応じる必要があるため留意すること。
- (7) 本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に定める内容について疑義が生じたときには、石川県と受託者が協議の上、定めるものとする。